

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/>

令和4年8月5日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp

担当: 尾持 美江

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7th南森町6F

TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

デューデリジェンス費用の税務上の取扱い（法人税）

M&A実行時に発生する様々な費用（株式の取得費用、デューデリジェンス費用、仲介手数料等）の内、今回は株式取得による企業買収に係るデューデリジェンス費用（以下「DD費用」）について法人税法上の取扱いをご説明いたします。

1. デューデリジェンス費用とは

投資やM&Aなどの取引に際し、買収側が売却企業の価値やリスク等の実態を事前把握し価格や取引について適切な判断材料とするための調査に係る費用です。株式取得によるM&Aの実行時において有価証券の取得価額に含める「その他その有価証券の購入のために要した費用」（以下「付随費用」）に該当するか否かは、通信費や名義書換料のように法令上明確な取り扱い規定が無いため、一般的にはその調査を行った時点で株式購入に係る取締役会の決議等の意思決定が行われていたか否かで判断されます。

2. 実務上の取り扱い

一般的な取り扱いとして意思決定“前”に発生したDD費用は「意思決定を判断する費用」にあたり付随費用に該当せず株式の取得価額ではなく一時の損金となります。一方で意思決定“後”に発生したDD費用は「意思決定により株式の購入が確定した後の費用」にあたり付随費用に該当し株式の取得価額に含まれることとなります。

しかしながら意思決定“前”に発生したDD費用であってもDD費用の性質によっては付随費用に該当し株式の取得価額に含まれる場合があります。

平成22年2月8日の国税不服審判所福岡支部判決によると「どの有価証券を購入するか特定されていない時点において、いずれの有価証券を購入すべきであるか決定するために行う調査等

に係る支出は、この有価証券の購入のために要した費用には当たらないものの、特定の有価証券を購入する意図の下で当該有価証券の購入に関連して支出される費用は、有価証券の購入のために要した費用として当該有価証券の取得価額に当たるものと解される」とあります。これにより取締役会等の意思決定“前”に発生したDD費用であっても買収先を特定して調査を行っている場合には、特定の有価証券を購入する意図があると判断され、実態として「株式の購入が確定した後の費用」に該当するものと認定され付随費用に該当し株式の取得価額に含まれる場合が発生します。

一方で、複数の買収候補から買収先を確定させるために同時並行的に生じたDD費用については、調査時点でどの有価証券を購入するか確定していない事が明らかなため「意思決定を判断する費用」にあたり付随費用には該当せず一時の損金として処理することとなります。

3. まとめ

実務上はいつの時点で買収対象を特定していたのかがポイントになります。形式的には意思決定“前”に発生したDD費用であっても調査時点で買収先を特定していれば「株式の購入が確定している場合の費用」として付随費用に含まれるため意思決定のタイミングで形式的に判断するのではなく、DD費用の性質等を踏まえ個々の事例に照らして付随費用の可否を判断する必要があります。このため株式取得に至るまでの経緯やDD費用等の支出目的及び時期を明確にするための資料を残しておく事も重要です。

なお、合併によるM&A実行時のDD費用については国税庁の質疑応答事例に一時の損金として処理する旨が上っており、同じM&Aでも形態によりDD費用の税務上の取扱いが変わっていることに留意してください。

個々の事例ごとに、意思決定のタイミングや調査時点での買収姿勢は異なりM&Aに係る費用についてもDD費用の他に様々な諸費用が生じます。M&Aについてご相談がありましたら弊社までご連絡ください。

